新潟県保険医会 FAXニュース 第90号

新潟県保険医会 〒950-0865 新潟市中央区本馬越2-176 TEL (025)241-8625 FAX (025)241-4959

開所時間 月~金 9:00~17:30

4月よりオンライン資格確認が義務化されます -未完了の場合は届出を忘れずに-

2023年4月1日施行の療養担当規則改定に伴い、以下が保険医療機関に求められます。対応にご注意ください。

- 1. 患者の受給資格を確認する際、患者がマイナ保険証を利用したオンライン資格確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって確認を行う必要があります。
- 2. 現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関は、オンライン資格確認導入義務化の例外です。
- 3. オンライン資格確認の体制を整備していることを掲示する必要があります(2を除く)。
- 4. 患者がマイナ保険証を利用したオンライン資格確認を求めた場合に対応できるよう、あらかじめオンライン資格確認に必要な体制を整備する必要があります(2を除く)。
 - →<u>「やむを得ない事情」があり4月からオンライン資格確認の体制を取ることが困難な場合の経過措置</u> (6類型)が設けられています。
 - ※ 経過措置を受けるためには 2023 年3月 31 日(金)までに届出が必要です。
 - ※ ベンダーによる作業の遅れなどの事情で、4月1日までにオンライン資格確認のシステム整備が未完 ての場合も届出を行う必要があります。

	やむを得ない事情の猶予類型	義務化の経過措置の期限
1	令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、 導入に必要なシステム整備が未完了	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和5年9月末)
2	オンライン資格確認に接続可能な 光回線ネットワーク環境が整備されていない	光回線ネットワークが整備されてから 6か月後まで
3	訪問診療のみを実施する保険医療機関	訪問診療のオンライン資格確認の 運用開始まで(令和6年4月を予定)
4	改築工事中、臨時施設の保険医療機関	改築工事の完了、臨時施設の終了まで
5	廃止・休止に関する計画を定めている 保険医療機関	廃止・休止まで(遅くとも令和6年秋)
6	その他特に困難な事情がある 保険医療機関	特に困難な事情が解消されるまで

コロナ臨時的取扱い・初診からの電話等診療 -実施状況報告書が変更されます-

2020年4月10日付の厚労省事務連絡により、新型コロナウイルス感染拡大により受診が困難になる状況に鑑み、時限的・特例的措置として、初診・再診を問わず電話や情報通信機器を用いた診療(以下、電話等診療)を行うことが認められています。このうち、<u>初診からの電話等診療</u>の実施について、3月8日付で以下を求める事務連絡が出されましたので、お知らせします。

① 処方に係る要件遵守を徹底すること (初診からの電話等診療において以下の処方は不可)

麻薬及び向精神薬/診療録等から患者の基礎疾患情報が把握できない場合の8日以上の処方/診療録等から患者の基礎疾患情報が把握できない場合の B008 薬剤管理指導料「1」の対象薬剤の処方

② 実施状況調査票の様式の変更(2023 年4月~)

初診からの電話等診療を行った場合は、その実施状況について新潟県へ毎月報告することとされていますが、 これに用いる実施状況調査票の様式が 2023 年4月より変更されます。新たな様式は下記新潟県ホームページより ダウンロード可能です。

【新潟県】新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた電話・オンライン診療について https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikiiryo/online.html